

福祉医療費助成制度についてのお知らせ

問合せ 市民課医療年金グループ ☎ 84-5005

福祉医療費受給資格認定・変更手続きはお済みですか？

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。下表の受給要件を満たす人で、受給資格証をお持ちでない人は、受給資格認定申請手続きを行ってください。なお、現在、受給資格のある人で、ご加入の健康保険や振込口座に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。また、9月1日以降の受給資格は、令和6年中の所得で判定されますので、これまで所得超過などの理由により受給要件に該当しなかった人も、所得の変動や世帯状況の変化により受給できる場合があります。

※手続きに必要なものは助成の種類によって異なりますので、事前に市民課医療年金グループへお問い合わせください。

■ 対象者と受給要件

	医療費助成の種類		
	子ども医療費助成	心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成	一人親家庭等医療費助成
対象者	出生～15歳到達年度末(中学生)の子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1級～4級を所持する人(4級は亀山市の独自制度) ●療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)をお持ちの人、または知能指数が50以下の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人(通院にかかる医療費のみ助成対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ●出生～18歳到達年度末までの児童を養育している一人親家庭などの父母およびその児童 ●父母のいない出生～18歳到達年度末までの児童
所得制限	なし	あり(所得制限限度額表参照)	あり(所得制限限度額表参照)
住所要件	市内に住所を有する人		
要件	健康保険に加入している人		
対象医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●各医療保険法などの規定による自己負担相当額 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人の障害者医療費は、通院分のみが助成対象 		
窓口負担無料化	中学生(15歳年度末)までの医療費は、県内の医療機関で受診した場合、窓口での支払いはなく、その場で助成が受けられるため、窓口負担が無料になります(現物給付)。		

■ 所得制限限度額表

扶養親族などの数	子ども医療費助成	医療費助成の種類			
		心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成		一人親家庭等医療費助成	
		本人所得額	配偶者・扶養義務者等所得額	本人所得額	扶養義務者等所得額
0人	所得制限なし	366万1,000円	628万7,000円	272万円	316万円
1人		404万1,000円	653万6,000円	310万円	354万円
2人		442万1,000円	674万9,000円	348万円	392万円
3人以上		1人増えるごとに38万円を加算した額	1人増えるごとに21万3,000円を加算した額	1人増えるごとに38万円を加算した額	
基準	市独自	県制度と同等	県制度と同等	県制度に上乗せ	県制度に上乗せ

※一人親家庭等医療費は、同居する別世帯の家族も所得制限の対象になります。

※各種控除があるため、所得額は目安としてください。

※令和7年8月から、心身障害者、65歳以上心身障害者医療費の所得制限限度額の本人所得額が引き上げとなりました。

9月1日から受給資格証が変わります

毎年9月1日は、福祉医療費受給資格の更新日です。

受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を有する人には、8月下旬に新しい受給資格証(黄緑色)を送付します。
 ※令和8年4月に中学校へ入学する「子ども医療費」の対象者には、中学校卒業まで有効な朱色の受給資格証を送付します。



一人親家庭等医療費受給資格者は、年度更新の審査に調書の提出が必要です。

調書が未提出の人は受給資格の更新ができませんので、至急、医療年金グループ(本庁)または地域サービス室(関支所)へ提出してください。



ご注意ください!

日本スポーツ振興センターの給付の対象となる場合は、受診の際、必ず医療機関に申し出てください

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校などの管理下での負傷・疾病は、日本スポーツ振興センター災害共済の給付対象となります。

その場合、医療費は福祉医療費の助成対象外となり、福祉医療費の助成を受けた場合は返還する必要がありますので、受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。日本スポーツ振興センターの給付の対象となる医療費は、現物給付の対象者であっても窓口での支払いが必要です。



福祉医療費助成制度を維持するため、適正受診にご協力ください

福祉医療費制度を今後も維持するため、適正受診を心掛けましょう。医療費助成制度は、市民の皆さんや医療機関のご理解とご協力によって支えられています。

適正受診とは、できるだけ医療機関にかからないようにするものではなく、上手に医療機関にかかることで、医療機関の受け入れ態勢を整え、必要なときに必要な医療を受けられるようにするものです。

体の不調を感じたら早期に受診することで、皆さんの健康を守ることはもちろん、医療費を抑えることにもつながります。

- 体の不調を感じたら早期に受診をしましょう
- かかりつけの医師をもちましょう
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう
- 夜間・休日の受診は緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものなので、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう
- ジェネリック医薬品の利用を検討しましょう



PMH対応の県内一部医療機関等でマイナ保険証を福祉医療費受給資格証として利用できる事業がはじまります

デジタル庁による「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(PMH:Public Medical Hub)」により、9月1日以降、PMHに対応している三重県内の一部医療機関等では、マイナ保険証で福祉医療費助成の資格確認が可能になります。

PMHの詳細はデジタル庁ホームページをご確認ください。

また、デジタル庁が公表する三重県内の対応可能な医療機関は、市ホームページをご覧ください。



デジタル庁
ホームページ



福祉医療費助成
市ホームページ